

広島県電子マネー方式プレミアム付き商品券発行モデル事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、県内の消費拡大を図り、経済の活性化に資するため、地域で利用できる電子マネー方式プレミアム付き商品券（以下「地域電子マネー」という。）を発行、運営する事業者が実施する事業（地域電子マネー発行補助事業）に要する経費、及び県内商店街等において地域電子マネーの使用を可能とする環境整備等を行う事業（地域電子マネー使用環境整備補助事業）を実施する商店街組織等に補助する市町に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助の対象となる事業等)

第2条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率等は、別表に揚げるとおりとする。

(交付の申請)

第3条 地域電子マネー発行補助事業の補助金の交付を受けようとする事業者等（以下「補助事業者等」という。）は、別記様式第1号の1による補助金交付申請書に、次の各号に挙げる書類を添えて、1部を知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 地域電子マネー使用環境整備補助事業の補助金の交付を受けようとする市町（以下「補助市町」という。）は、別記様式第2号の1による補助金交付申請書に、次の各号に挙げる書類を添えて、1部を知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 事業を実施する商店街組織等の概要
- (4) その他知事が必要と認める書類

(交付の条件)

第4条 規則第5条第1項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費の増額又は20パーセントを超える減額をする場合は、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業の内容の変更（補助事業の目的達成及び事業の能率的な執行に影響を及ぼすものに限る。）をしようとする場合は、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。

(4) 災害等により、補助事業が会計年度末までに完了する見込みがなくなったとき又はその遂行が困難となったときは、すみやかに知事に報告し、その指示を受けること。

2 補助事業者等は、前項各号の承認及び指示を受けようとする場合は、同項第1号及び第2号の場合においては別記様式第1号の2による事業計画変更承認申請書を、同項第3号の場合においては別記様式第1号の3による事業中止（廃止）承認申請書を、同項第4号の場合においては別記様式第1号の4による事業遅延等報告書を、速やかに知事に提出しなければならない。

3 補助市町は、第1項各号の承認及び指示を受けようとする場合は、同項第1号及び第2号の場合においては別記様式第2号の2による事業計画変更承認申請書を、同項第3号の場合においては別記様式第2号の3による事業中止（廃止）承認申請書を、同項第4号の場合においては別記様式第2号の4による事業遅延等報告書を、速やかに知事に提出しなければならない。

(間接補助金を交付する場合に付す条件)

第5条 補助市町の市町長は、間接補助金を交付するときは、商店街組織等に対し、前条第1項各号及び第2項、第8条、第12条及び第13条までに定める条件に準じた内容の条件を付さなければならない。

(申請の取下げ)

第6条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることのできる期限は、規則第6条の通知を受けた日から起算して30日以内とする。

(状況報告)

第7条 規則第10条の規定に基づき、知事の求めがあったときは、補助事業者等及び補助市町は、事業進捗状況を報告するものとする。

(実績報告)

第8条 規則第12条の規定による補助事業実績報告書の様式は、補助事業者等にあつては別記様式第1号の5、補助市町にあつては別記様式第2号の5のとおりとし、その提出期限は、当該補助事業の完了した日若しくは当該補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して10日を経過した日又は補助金の交付の決定があった日の属する県の会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日とする。

2 規則第12条の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 事業実績報告書

(2) 収支決算書

(3) 補助金の概算払を受けている場合は、補助事業者にあつては別記様式第1号の6、補助市町にあつては別記様式第2号の6による概算払精算書

(4) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者等又は補助市町に通知する。

(補助金の交付)

第10条 知事は、前条の規定により補助金の額の確定をしたときは、速やかに補助事業者等又は補助市町に対し補助金を交付するものとする。

(補助金の交付の特例)

第11条 知事は、補助金等の交付の目的を達成するため必要があると認めたときは、補助金を概算払により交付することができる。

2 補助事業者等又は補助市町は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、補助事業者等にあつては別記様式第1号の7、補助市町にあつては別記様式第2号の7の補助金概算払請求書を提出することとする。

(帳簿等の保存期間)

第12条 規則第21条の規定による帳簿及び書類を保存しなければならない期間は、当該補助事業の完了の日から起算して5年を経過した日の属する会計年度の末日までとする。

(財産の処分の制限)

第13条 補助金により取得し、又は効用の増加した機械、器具、備品その他の財産（以下、「取得財産等」という。）については、その台帳を設け、補助事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 規則第22条第2号に掲げる機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加額が50万円以上のものとする。

3 規則第22条ただし書きの規定による財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令15号）に定める期間とし、同省令に定めのない財産については、知事が別に定める期間とする。

附 則

この要綱は、平成27年4月30日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

別表（第2条関係）

補助対象事業	補助事業の内容	補助対象経費	補助率等	補助金額	補助金 交付先	事業実施 団体
地域電子マネー発行補助事業	・地域電子マネーを使用できる管理システムの整備等 ・地域電子マネーの発行及び加盟店、利用者への対応等 ・周知、啓発効果が期待できる広報活動等 ・事業に伴い収集したデータの適正な管理及び消費喚起効果の測定に必要なデータの広島県への提供等	・システムの構築費、改修費及び保守費（ただし、機器の購入費用は除くこととし、回線使用料等のランニング費用は事業終了時までを対象とする。） ・カードの作成費、発行費及び管理費 ・地域電子マネーが県内全域において利用可能となるために必要となる読取処理端末を設置するための支援経費（ただし、地域電子マネー使用環境整備補助事業で実施される読取処理端末の購入、設置は除く。） ・利用者対応に要する経費 ・調査費及び広告宣伝費 ・事業に伴い収集したデータの維持管理費 ・上記に付随する一般管理費（ただし、人件費は除く。） ・その他知事が認める経費	定額	予算の範囲内において知事が別に定める。	地域電子マネーを発行、運営する事業者	
	・発行する電子マネー方式商品券へのプレミアムの付与	プレミアム経費（利用者が前払いした金額の25％に相当する額）	10／10			
地域電子マネー使用環境整備補助事業	・県内の商店街等において地域電子マネーの使用を可能とするカード読取のための処理端末装置等の設置等	商店街組織等が行う読取処理端末装置の購入、設置に係る経費（リース又はレンタルの場合は、契約初年度に要する経費）	2／3		市町	商店街組織等（間接補助）

（注1）県内全域において利用可能とは、県内の23市町のいずれにおいても、当該市町内の店舗で利用可能であることを原則とする。なお、利用可能な店舗がない市町がある場合であっても、隣接する市町の店舗で利用可能である場合には、例外的に県内全域において利用可能であるものとみなす。

（注2）商店街組織等とは、①商店街振興組合、事業協同組合等において組織される法人格を持った商店街組織、②法人化されていない任意の商店街組織であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるもの、及びその他①②に類する組織で知事が特に認めたものとする。

（注3）補助金対象経費に補助率を乗じた額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を補助金交付額とする。

（注4）補助事業者が課税事業者の場合、補助対象経費には、消費税及び地方消費税を含まないものとする。